平成２２年（フ）第１２５７号
札幌市豊平区西岡４条１丁目５番32号
債務者　勝田　　裕
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２７０号
札幌市東区北30条東１丁目２番12号　コーポサンマル１－２号
債務者　安達　幸枝
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３０８号
札幌市中央区南４条西12丁目1296番地　第９ハイツノースリバー12―401号
債務者　亀田　　勲
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３１４号
札幌市東区中沼西２条１丁目８番10号　レジデンスクラタ202号
債務者　保木　熙宏
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３３８号
札幌市厚別区厚別東１条２丁目３番18号　ふじいハイツ201号
債務者　白勢千十世
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３４４号
札幌市東区北37条東１丁目７番20号　アイランド37―102号
債務者　厚谷理依子
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３５９号
札幌市西区福井10丁目９番２号　センチュリーナオＡ－３号
債務者　長谷川幸子
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４８７号
札幌市西区八軒５条西３丁目３番29―201号
債務者　野上　武義
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５４号
北海道室蘭市八丁平４丁目７番13号　エフケーマンション
債務者　佐藤　　晃
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２２年（フ）第５９号
北海道登別市富士町５丁目33番地４　イーストハイツ201
債務者　高橋　輝美
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２２年（フ）第６１号
北海道登別市若草町２丁目23番地13
債務者　矢野亜由美
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２２年（フ）第１１号
北海道檜山郡江差町字中歌町174番地の９
債務者　高田　耕司
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
函館地方裁判所江差支部

平成２２年（フ）第１２号
北海道檜山郡江差町字中歌町174番地の９
債務者　高田　幸子
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
函館地方裁判所江差支部

平成２２年（フ）第６６号
福島県会津若松市千石町６番７号　シャトレ105号、前住所福島県会津若松市門田町大字黒岩字大坪72番地の１　県営住宅大坪団地15棟４号
債務者　芳賀加奈代
1　決定年月日時　平成22年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２２年（フ）第１３１号
群馬県高崎市八幡町973番地２　サンハイツ102号
債務者　小林勇二郎
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第２０９号
埼玉県坂戸市芦山町12番地４　シティハイツ田中206号室
債務者　橘　　章
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第２９４号
埼玉県川越市仙波町４丁目25番地19仙波苑203号室
債務者　東　　忠明
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部